

厚生科学審議会健康危機管理部会
化学災害及び化学テロ対策委員会の設置について

令和8年5月29日
厚生科学審議会健康危機管理部会決定

1. 設置の趣旨

化学災害及び化学テロは多数の死傷者を伴う可能性のある重大な事象であり、その対策を推進することは重要である。

我が国においては、地下鉄サリン事件等の発生を踏まえ、化学災害及び化学テロ対策を推進してきた。しかしながら、科学技術の発展等に伴い、化学災害及び化学テロを巡る情勢は変化しており、その対策を強力に推進する必要がある。そこで、化学災害及び化学テロによる健康危機事案に対する公衆衛生及び医療の備え、さらに事案発生時の対応に関する技術的事項を検討するため、厚生科学審議会健康危機管理部会運営細則（平成18年10月30日）第一条に基づき、厚生科学審議会健康危機管理部会の下に「化学災害及び化学テロ対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の所掌事務

委員会は、化学災害及び化学テロによる健康危機事案への備えや事案発生時の公衆衛生及び医療の対応に関する調査審議を行うものとする。なお、他の審議会の所掌事務に関する事項については審議を行わないものとするが、必要に応じて、健康危機管理部会の他、関係する部会等と合同で審議を行う。

3. 委員

- (1) 委員会の委員は救急医療、災害医療、中毒、化学兵器及びこれらの関連分野の専門的知見を有する者から選定する。
- (2) 委員長は健康危機管理部会長の指名によるものとする。
- (3) 委員長は副委員長を指名できる。
- (4) 委員長は必要に応じて参考人を招致することができる。

4. 運営等

- (1) 委員会は原則公開とするが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は国の安全が害されるおそれがある場合については、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。その場合、非公開とする理由を厚生労働省のホームページに掲載することとする。
- (2) 委員会の運営は、厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）、厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会健康危機管

理部会運営細則に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。

- (3) 委員会の委員、参考人等は、本委員会において、非公開となる議事について議論した内容を他言してはならず、守秘する義務を負う。
- (4) 委員会に、その定めるところにより、作業班を置く。
- (5) 委員会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課が、議題の内容に応じて、関係課室の支援を受けて行う。
- (6) その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。